

「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。以下「都心地区」という。）を中心とした「まちなか」において、四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など、人と公共交通優先の「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 会議の所管事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 四条通の歩道拡幅及び公共交通優先化に向けた四条通を中心とした都心地区の交通まちづくりの検討に関すること
- (2) 河原町通及び河原町三条交差点を中心とした周辺地域の交通まちづくりの検討に関すること
- (3) 細街路における安心・安全で快適な歩行空間の確保をはじめ、三条通及び細街路の交通まちづくりの検討に関すること
- (4) 都心地区における荷捌きの整序化の検討に関すること
- (5) 四条通エリアマネジメント会議等の「歩いて楽しいまちなか戦略」に関連する会議との連携に関すること
- (6) 前各号のほか、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に関し、必要と認められること

(組 織)

第3条 会議は、別紙名簿に掲げる委員をもって組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員任期は前者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会議に、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に係る課題解決を具体的に検討するため、「河原町通」、「三条通・細街路」の通り別ワーキンググループと、「物流」のワーキンググループを置く。また、必要に応じて、その他のワーキンググループを置くことができる。

(庶 務)

第8条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室において行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定める事項のほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（平成22年10月26日決定）

附 則

この要綱は、平成25年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

別紙

「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 委員名簿

| 分 野 | 所 属 ・ 役 職 |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 学識経験者 | 立命館大学理工学部教授（会長） 塚口 博司 |
| | 京都大学公共政策大学院教授（副会長） 岡田 知弘 |
| | 京都大学大学院工学研究科准教授（副会長） 山田 忠史 |
| 商業関係者 | 京都商店連盟会長 京都錦市場商店街振興組合理事長 |
| | 京都商店連盟中京東支部支部長 京都商店連盟中京東支部物流・交通委員長 河原町商店街振興組合理事長 |
| | 四条繁栄会商店街振興組合理事長 |
| | 株式会社高島屋京都店総務部総務担当部長 |
| | 株式会社大丸松坂屋百貨店大丸京都店業務推進部総務・保安担当マネジャー |
| | 株式会社藤井大丸業務本部部長 |
| | 株式会社丸井京都マルイ店次長 |
| 自治連合会 | 日彰自治連合会会長 |
| | 生祥自治連合会会長 |
| | 立誠自治連合会会長 |
| | 豊園自治連合会会長 |
| | 開智自治連合会会長 |
| | 永松自治連合会会長 |
| 関係団体 | 「歩いて楽しいまちなか戦略」における駐車場問題対策協議会会長 |
| | 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 |
| 交通事業者 | 京都タクシー業務センター代表幹事 |
| | 社団法人京都府トラック協会専務理事 |
| | 京都市交通局自動車部長 |
| 国土交通省 | 近畿地方整備局建設部都市整備課長 |
| | 近畿運輸局交通企画部交通企画課長 |
| | 近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官 |
| 京都府警察 | 警察本部交通部交通規制課長 |
| | 中京警察署長 |
| | 下京警察署長 |
| 京 都 市 | 交通政策監 |
| | 都市計画局歩くまち京都推進室室長 |
| | 都市計画局歩くまち京都推進室事業推進担当部長 |
| | 都市計画局歩くまち京都推進室土木技術担当部長 |
| | 行財政局サービス事業推進室長 |
| | 産業観光局商工部長 |
| | 建設局建設企画部技術総括担当部長 |
| | 建設局土木管理部長 |
| | 建設局自転車政策推進室 |
| | 建設局道路建設部長 |
| | 建設局道路建設部担当部長 |
| | 中京区役所地域力推進室まちづくり推進課長 |
| | 下京区役所地域力推進室まちづくり推進課長 |